

【留意事項】

【津波災害警戒区域

〇 「津波災害警戒区域」は、津波防災 地域づくりに関する法律(平成23年法律 第123号(以下「津波法」という))第 53条第1項に基づく区域です。

) 「津波災害警戒区域」は、津波浸水 想定(津波法第8条第1項)を踏まえ、津 皮による人的災害を防止するために警戒 ^{開放は制え}特に整備すぎた区様です

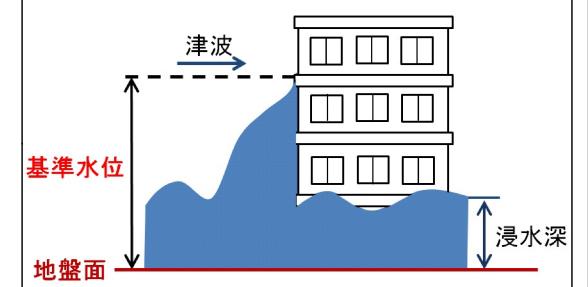
〇 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【基準水位】

〇 「基準水位」は、津波法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準 となるものです。

〇 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(m単位)で表示しています。

下図参照)



【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成25年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形であるため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

〇 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。

(測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R1JHs1107)

道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

